

令和3年11月17日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
学術担当理事 三宅 泉

2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱の改正について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
生涯教育担当
理事 渡辺 雅彦

2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱の改正について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、日本専門医機構において「共通講習申請の手引き」及び「共通講習 必修講習の内容」が改訂されたことに伴い、日本医師会より「2021年度日本専門医機構認定共通講習の実施要項」を改正した旨、通知がございました。

つきましては、貴会においてもご了知くださいますようお願い申し上げます。

事務担当

保険医療・学術課 加藤

TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464

E-mail:r-katou@kanagawa.med.or.jp



(生 70)

令和3年11月11日

都道府県医師会
生涯教育担当理事 殿

日本医師会常任理事
羽鳥 裕



2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱の改正について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、令和3年3月3日付け(生124)にて、「2021年度『日本専門医機構認定共通講習』の実施要綱」について、ご通知申し上げたところです。

今般、日本専門医機構において「共通講習申請の手引き」(別添1)、「共通講習 必修講習の内容(参考例)」(別添2)が改訂されました。主な改訂点は下記のとおりです。

今回の改訂に伴い、別添3のとおり本会の実施要綱を改正いたしましたのでご連絡申し上げます。今後は本要綱にそってご申請ください。特に研修管理システムへの入力内容を変更しておりますので、ご注意ください。

また、共通講習における必修講習の категорияが増えたことから、具体的な内容が示されていなかった категорияについても、日本専門医機構から「共通講習 必修講習の内容(参考例)」として具体的な内容が示されております。これらすべてを網羅する必要はありませんが、各 категорияに記載するいずれかの項目については取り上げていただきますようお願い申し上げます。申請時にこれらが遵守されない場合、共通講習開催直前に申請が却下されることもあり得ますので、厳格な対応を重ねてお願い申し上げます。

医師会主催の講演会が新たな専門医制度の共通講習として、今後も日本専門医機構による承認を受けられるよう、改めてご協力いただきたくよろしくお願い申し上げます。

記

1. 共通講習は必修講習A、Bおよび任意講習Cに区分され、それぞれに含まれる категорияは以下のとおりとなった。

①必修講習A(3 categoria)：医療安全、医療倫理(臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む)、感染対策。

②必修講習B(5 categoria)：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済(保険医療に関するものを含む)、両立支援及びそれらに関連する講習会。

③任意講習C(2 categoria)：臨床研究・臨床試験、災害医療



以上

共通講習申請の手引き

1. 共通講習の申請・提供

主催者は、下記の①～③の該当する審査機関へ事前申請すること（資料：「共通講習申請に関する審査と各種書類の流れ（暫定版）」参照）。開催が可能な団体は、日本専門医機構、基本領域学会および機構認定サブスペシャルティ領域の担当学会（以下、領域学会という）（移行予定領域も含む）、日本医師会、都道府県医師会（郡市区医師会を含む。以下同様）、基幹施設・連携施設、その他当機構があらかじめ認定した省庁、各種公共団体およびそれに準じる団体等とする。共通講習の受講対象者は、原則として専門医とする。専攻医については、各領域学会が定めるものとする。

- ①各領域学会関係（学会学術集会内の講習会等）が申請する場合は、関係する領域学会へ申請。※2022年よりサブスペ領域も審査機関となる。
- ②都道府県医師会が開催を申請する場合は、日本医師会が示す実施要綱に従って申請。
- ③基幹施設・連携施設である医療機関が開催を申請する場合は、日本専門医機構へ機構ホームページ上から申請。

2. 共通講習として認められる講習会の範囲

共通講習として認定されるためには、原則として以下の項目を充足し「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習」として妥当と認められたものに限られる。

- (1)国内で開催されるものの内、営利団体が主催するものを除き、講演者、共催・後援については、利益相反事項に問題がないもの。
- (2)共通講習の主催者は、各領域学会会員、医師会会員、基幹施設・連携施設の職員以外でも講習会に参加して単位が取得できるように努めること。基幹施設・連携施設については、原則として非職員の参加を「可」とすること。
- (3)共通講習は必修講習A、Bおよび任意講習Cに区分し、それぞれに含まれるカテゴリーは以下の通りである。必修講習A、Bの内容については、資料「必修講習の内容（参考例）」を参照すること。
 - ①必修講習A（3カテゴリー）：医療安全、医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む）、感染対策。
 - ②必修講習B（5カテゴリー）：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）両立支援及びそれらに関連する講習会。
 - ③任意講習C（2カテゴリー）：臨床研究・臨床試験*1、災害医療
- (4)共通講習の提供形式
集団形式（参加者が指定の会場に一同に会して開催するものに限る）
 - ①講習会・講演会（LIVE）：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）1時間あたり1～2名の演者によるもの。
 - ②シンポジウム、ワークショップ（LIVE）：講習内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト、講演者等。

③伝達講習会（録画）：日本専門医機構が承認、追認したDVD等。（基幹施設・連携施設は、基幹施設・連携施設が行う伝達講習会の取り扱い参照）
個別形式（基幹施設・連携施設は除く）

④e-learning（LIVE・録画）：原則としてe-testing 5題以上で原則5択の設問からなるQ&Aコーナーがあり、受講認定がシステム上管理できるもの。（別添e-learningに関して参照）

(5) 受講に際しては、主催者もしくは領域学会、日本医師会などの開催主体（基幹施設・連携施設である医療機関で開催する場合は当該医療機関）により適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行えること（例：ICカード読み取りによる受講確認、バーコードによる受講確認、途中入場を禁止した上での終了時出席確認およびこれらに準じる程度の適正・確実な方法。なお、病院の職員を対象として開催される医療安全講習会などでICカード等による受講確認のみのため、日本専門医機構共通講習の参加を明示できない場合には、別途、共通講習受講証*²の発行を行うこと）。

(6) 共通講習の受講者に対し、開催主体（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会または都道府県医師会、基幹施設・連携施設である医療機関等）名による受講証明書を発行できるもの。なお、基幹施設・連携施設は共通講習受講証明書の書式を利用すること。

その他、省庁、各種公共団体およびそれに準じる機関・団体の主催する講習会で、(3)①で定める内容に関する講習会等で、日本専門医機構で予め共通講習として認めるものについては公示し、受講単位を付与する。この場合、各講習会の受講証明書をもって受講単位の認定証とする。

(7) 講習会の規模については、以下の予想参加者数を目安として設定すること。

①複数の都道府県からの参加者を対象とするもの（全国規模のものを含む）については、100名程度以上の参加者を見込めるもの。

②各都道府県内からの参加者を対象とするものについては、50名程度以上の参加者を見込めるもの。

③各都道府県のいずれかの基幹施設・連携施設である医療機関で共通講習を開催する場合は、30名程度以上の参加者を見込めるもの。

なお、予定参加者数については講習会に参加予定の医療職の総人数とする。

(8) 講習会のタイトル；共通講習であることを明示されているもの

（タイトル又はサブタイトルに「日本専門医機構認定共通講習」である旨を表示するか、もしくはなお書き等で明示する）。

また、講演タイトルまたはサブタイトルは、上記2(3)に記載する共通講習の対象カテゴリーに該当することがわかるようなものとする。

*¹ 研究倫理に関連するものは医療倫理で申請すること。

*² 日本専門医機構HPに掲載の受講証明書をご参照下さい。

3. 受講単位について

(1) 認定単位は、上記「2. 共通講習の要件(3)」に列挙した一つのカテゴリーにつき、1時間以上2時間未満の講習会には受講単位1単位を、連続して2時間以上ものには2単位を上限とすること。また、講習会の講師には受講単位2単

位を上限として付与することができる。なお、二つ以上のカテゴリーにつき講習会を開催する場合は別々に申請するか、もしくは主たる一つのカテゴリーを1時間以上とし申請すること。

受講者の取得できる単位数は、一つのカテゴリーにつき、1日あたり2単位を上限とする。e-learningについては各領域専門医委員会で設定することが出来る。

(2) 専門医の更新申請に必要な共通講習受講単位数は、

① 必修講習A：医療倫理、医療安全、感染対策は5年間で各々1単位以上。

② 必修講習B：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）、両立支援は5年間で各々1単位以上とする。なお、多様な地域における診療実績が認められた場合は、必修講習Bの受講は免除される。（「専門医の認定・更新」に関する補足説明参照）

③ 全ての共通講習受講単位を合わせて5年間で10単位以内とします。2.(3)で示したカテゴリーの内、同一カテゴリーを複数回受講した場合も取得単位として算定できる。（資料「共通講習単位取得の実例」参照）。なお、同一更新期間中に同じ講習会の重複受講は単位として認めない。

経過措置期間中（2018年4月より5年を経過するまでの間）の年数ごとに必要な単位数については、各領域で別途規定すること。

4. 講習会の参加費

参加費を徴収する場合は、開催主体（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会および都道府県医師会、基幹施設・連携施設等）が適切な範囲で設定すること。会員・非会員の区別についても同様である。

5. 講習会の情報の公開について基幹施設・連携施設の申請については、日本専門

医機構ウェブサイトにて開催一覧を公開致します。公開情報は、申請システムに登録された申請者（問い合わせ先）氏名、申請者（問い合わせ先）電話番号、申請者（問い合わせ先）メールアドレス、講習会タイトル、カテゴリー、都道府県、会場名、開催日、単位とする。

6. 審査について

(1) 各審査機関（日本専門医機構、各領域学会、日本医師会）は、主催者から申請があった場合、申請書記載の項目につき妥当か否かを審査し、共通講習として認めると判断した場合は各審査機関毎に登録番号を付し、申請書の審査欄に必要事項を記入し、日本専門医機構へ電子メールで届け出ること（日本専門医機構ウェブサイト共通講習審査終了報告参照）。認めない場合は理由を付し、主催者にその旨を報告すること。

(2) 企業との共催・後援で開催する講習会等については、利益相反に関して特に慎重な審査をお願いします。

7. 審査に要する日数

申請は原則として講習会開催の3か月前までとする（各領域学会、日本医師会において独自に短縮することは妨げません）。

詳細につきましては、予め各審査機関に確認し、プログラム等の印刷に要する期間も考慮して、遅れることのないように注意して下さい。

8. 共通講習開催後報告

共通講習の主催者は機構ホームページ上のフォーマットに従い、共通講習事後報告を開催後2週間以内に提出すること（日本専門医機構ウェブサイト共通講習開催後報告参照）。

①領域学会、日本医師会で審査したものについては、主催者は領域学会及び日本医師会へ提出すること。

②領域学会、日本医師会は提出された事後報告書を3か月に1回程度とりまとめて機構へ提出すること。

③基幹施設・連携施設からの事後報告書は2週間以内に共通講習申請システムの報告書登録から機構へ提出すること。尚、報告書の提出が無い場合は次回共通講習の申請を受け付けない場合があります。

④e-learning の事後報告書については、各領域学会、日本医師会が年度末までに機構に報告すること。

2017年	5月12日	一部改正
2018年	1月19日	一部改正
2018年	5月18日	一部改正
2018年	6月15日	一部改正
2019年	1月18日	一部改正
2020年	3月27日	一部改正
2021年	8月27日	一部改正

共通講習 必修講習の内容 (参考例)

1. 医療安全

- (1) 医療の質の評価と改善の方略
- (2) EBM (Evidence-based Medicine) を含むベストプラクティスの実践
- (3) 医療の経済性、効率性への配慮
- (4) 医療に内在するリスクと安全な医療の提供
(スイスチーズモデル、PDCA サイクル)
- (5) インシデント・アクシデント発生時の適切な対応
(現場対応、インシデント・アクシデントレポートなど)
- (6) エラーの要因とその防止
- (7) 医薬品・医療機器関連有害事象と安全対策
- (8) 公的補償制度 (PMDA の医薬品副作用被害救済制度や各都道府県の制度)
- (9) 医療事故 (含医療事故調査制度)
- (10) 以上の医療安全に関する項目と関連する事項

2. 感染対策

- (1) 標準予防策 (スタンダード・プレコーション)
- (2) 感染経路の理解と感染経路別予防策
- (3) 感染症発生時の適切な対応 (アウトブレイクへの対応)
- (4) 耐性菌対策と抗菌薬の適正使用
- (5) 新興・再興感染症への対応
- (6) 医療関係者に必要な予防接種
- (7) 以上の感染対策に関する項目と関連する事項

3. 医療倫理

1) 臨床倫理と臨床倫理

- (1) 医療倫理/臨床倫理の基本原則の考え方とその成立
- (2) 意思決定支援、患者-医療者関係
- (3) 法と医療倫理
 - ・インフォームド・コンセント、意思決定能力、個人情報保護/守秘義務、厚労省ガイドラインと法的解釈など
- (4) ケアの倫理
 - ・身体的ケア・心理社会的ケア・spiritual care による全人的ケアなど
- (5) 臨床における倫理的課題
 - ・エンドオブライフ・ケアの臨床倫理 (含 Advance Care Planning)

- ・生命のはじめをめぐる倫理的諸課題（含 出生前診断、選択的人工妊娠中絶）
- (6) 臨床課題へのアプローチ法
 - ・カンファレンスの方法（臨床倫理検討法、Jonsen の 4 分割法）
 - ・倫理コンサルテーション
- (7) 医療資源の配分をめぐる諸課題（マクロ/ミクロの配分、トリアージの倫理など）
- (8) 具体的な臨床課題
 - ・過剰な医療を患者/家族が求めるとき：適応外治療/未承認薬の使用を含め
 - ・過少医療の懸念がある場合：
 - 患者自身が治療を拒否するとき/家族が患者（患児）の治療を拒否するとき
 - ・同意能力をめぐる課題および地域包括ケア：
 - 認知症を有する人への対応/身寄りのない患者への対応、地域連携/包括ケア
- 2) 医学研究と倫理
 - (1) 人を対象とする研究倫理の歴史と基本原則
 - (2) 人を対象とする研究倫理に関する国内外の関連法規・ガイドライン
 - 例：人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針
 - (3) 研究倫理審査委員会、治験審査委員会の機能と役割
 - (4) 先端的な医学・生命科学をめぐる倫理的課題
 - (5) 公正な研究 (Research Integrity)
 - (6) 利益相反 (COI: Conflict of Interest)
- 3) 以上の医療倫理に関する項目と関連する事項

4. 医療制度と法律

- (1) 医療法の概要
- (2) 医師法に基づく医師の責務
- (3) 健康保険法、国民健康保険法等
- (4) 介護保険法
- (5) 上記以外の医療関係法規の解釈と運用

5. 地域医療

- (1) 地域特性に応じた医療提供体制の重要性
- (2) 複数の医療機関と連携することの重要性
- (3) 在宅医療（含看取り）
- (4) 死体検案
- (5) 地域の医療資源の有効活用
- (6) 予防と保健（母子保健、学校保健、産業保健等各種保健事業を含む）
- (7) 上記以外の地域医療に関連する事項

6. 医療福祉制度

- (1) 社会保障制度改革における医療福祉制度の動向（高齢者福祉法、介護保険法、障害者基本法、障害者総合支援法、児童虐待の防止等に関する法律、子ども・子育て支援法、生活保護法、生活困窮者自立支援法など）
- (2)（認知症者を含む）高齢者福祉、児童虐待防止にかかわる機関間・専門職の連携における医師の役割
- (3) 医療福祉制度を通底する新たな概念（地域包括ケアシステム、地域共生社会等）と地域づくりにおける新たな医師の役割
- (4) 上記以外の医療福祉制度に関連する事項

7. 医療経済（保険医療）

- (1) 医療経済の現状
- (2) 社会保障や医療費の問題
- (3) 医療資源の最適配分
- (4) 医療サービスの効率化
- (5) 診療報酬
- (6) 上記以外の医療経済に関連する事項

8. 両立支援

- (1) 事業場における治療（がん、脳卒中、肝疾患、難病等）と仕事の両立支援
- (2) 両立支援のための事業所と医療機関との連携
- (3) 両立支援のための主治医と産業医等の役割
- (4) 上記以外の治療と仕事の両立支援に関連する事項

2021年11月11日

2021年度「日本専門医機構認定共通講習」の実施要綱

1. 目的

日本医師会は日本専門医機構が定める日本専門医機構認定共通講習（以下、共通講習という）に協力してきており、各都道府県医師会の協力のもと共通講習を実施し、いっそうの専門医の質の向上に寄与することとする。

2. 本実施要綱の適用期間

2021年11月11日～2022年3月31日

3. 日本専門医機構認定共通講習の要件

以下の要件を満たし、申請が承認された講習のみが共通講習として開催できる。

4. 主催

都道府県医師会が主催、もしくは郡市区医師会が主催し、当該都道府県医師会が認めたものとする。

注1：共催・後援を除き、医師会以外の団体が主催するものは、本会での受付対象外である。

注2：営利団体の共催・後援については、利益相反事項に問題がないものとする。

5. 内容

共通講習とは、各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習であり、「必修講習A、B」および「任意講習C」に区分され、それぞれに含まれるカテゴリーは以下のとおりである。

共通講習として申請される講演のテーマ（演題）は、以下の共通講習のカテゴリーと合致していることが明確にわかるものでなければならない。特に、必修の共通講習は日本専門医機構が示す「必修共通講習の内容（参考例）」に準拠し、「必修共通講習の内容（参考例）」に示された項目のすべてを網羅する必要はないが、各カテゴリーに記載するいずれかの項目については取り上げる必要がある。任意講習Cは、「日本医師会 生涯教育カリキュラム2016」を参考とする。

①必修講習A（3カテゴリー）：医療安全、医療倫理（臨床倫理、研究倫理、生命倫理を含む）感染対策。

②必修講習B（5カテゴリー）：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療に関するものを含む）、両立支援

③任意講習C：臨床研究・臨床試験（研究倫理に関するものは、医療倫理で申請すること。）、災害医療

6. 単位

- (1) 休憩、挨拶は講演時間に含まない。
- (2) 講演時間1時間を1単位とし、1時間以上2時間未満の講演は1単位とする。
- (3) 同一の категорияについては、1日で取得できる上限を2単位とする。例えば、医療倫理3時間、医療安全3時間の講習会であれば、医療倫理2単位、医療安全2単位となる。
- (4) 講師には、受講者と同様の単位を付与する（日本専門医機構が示す「共通講習の手引き」では、講師に2倍の単位を付与することができるとなっているが、医師会主催の共通講習は、全国医師会研修管理システム（以下、「研修管理システム」という）運用上、受講者と同様の単位付与とすることについて、日本専門医機構と調整済である）。

7. 構成等

- (1) 原則として、共通講習のみでの講習会の開催とする。
- (2) 共通講習の形式は以下のとおりとする。
 - ①講習会・講演会：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）が演者として1時間あたり1～2名の演者によるもの。
 - ②シンポジウム・ワークショップ：講演内容に精通し、専門的経験を有する者（エキスパート）の講演で構成されるシンポジスト等によるもの。
 - ③伝達講習会：日本専門医機構が承認、追認したDVD等による
注1：共通講習として認められた講習会のDVD等による伝達講習はこれに該当する。
- (3) 演者はCOIについて必ず開示を行う。
- (4) 講習会のタイトルまたはサブタイトル、なお書き等いずれかの方法で、「日本専門医機構認定共通講習」であることを明記する。
- (5) 医師会会員以外も講習会に参加して単位が取得できるよう努めることとする。なお、医師会会員以外の受講者と会員との間で、常識的な範囲内で受講料に差をつけることは差し支えない。

8. 開催方法

- (1) 講習会の各会場間の同時中継による受講も認める。
- (2) Web講習会（インターネット回線を利用して受講者が自らの端末で視聴する講習会）も認めるが、要件は以下のとおりとする。
 - ①LIVE限定であること。オンデマンド配信（期間内であればいつでも視聴可能な配信）は認めないという趣旨であり、DVD等による伝達講習や事前に収録された講演の映像を配信することは認められている。
 - ②出席管理がシステム上可能であること。なお、ここでいうシステムとはZOOMやCisco Webex等のオンライン会議システムをいう。
 - ③講習配信映像について、受講者個々に受講開始、受講終了の時刻のログを確認するこ

とができ、管理ができること。

④WEB配信後、5題以上、5肢択一式のテスト（講演の内容に沿ったものでなければならぬ）出題および解答がシステム上で管理でき、かつ合否判定が可能で、80%以上の正解を得たときに単位取得を認める。なお、正解が80%未満の場合は、80%以上の正解を得るまで繰り返し解答できることとする。

9. 日本医師会生涯教育制度における取扱い

生涯教育制度の単位の対象とするが、共通講習のカテゴリーとCCを一致させ、1演題1CCとする。各カテゴリー別のCCは以下のとおりとする。

医療安全（CC7）、医療倫理（CC2またはCC3）、感染対策（CC8）、医療制度と法律（CC6）、地域医療（CC12）、医療福祉制度（CC13）、医療経済（CC6）、両立支援（CC6）、臨床研究・臨床試験（CC3）、**災害医療（CC14）**

10. 申請期間

共通講習の開催日の1年前から、1か月前までとする。申請期日が過ぎた場合、承認されない場合があるので、特に留意されたい。また、開催後の申請は受理しない。

11. 申請方法

以下の必要事項が記載されたプログラム等を日本医師会生涯教育課共通講習申請専用メールアドレス sshinsei@po.med.or.jp に送信する。これ以外のメールアドレスには送信しない。

その際、以下の項目の記載を厳守すること。なお、プログラム等の添付で足り、鑑文書、受講者向けの申込書などは添付しない。また、過去の実施要綱において以下の必要事項のみをメール本文中に記載するよう依頼していたが、昨年度からプログラム等の送付に変更しており、メール本文中に以下の事項の記載は不要とする。なお、本文の記載が全くないメールを送信されると迷惑メールと判定され本会では受信できない可能性があるため、留意されたい。

(1) 必要事項

- ①主催、共催
- ②講習会名称
- ③開催日時
- ④会場（同時中継する場合、中継する全ての会場名）
- ⑤演題名と各演題の講演時間、演者名、演者の所属・肩書

注1：演題名の前に【**専門医共通講習－医療倫理：1単位**】などと記入し、共通講習のカテゴリー、単位数を必ず明記すること。**従来明記していた①等の番号と必修・その他の区分の明記は不要とする。**

注2：仮題での申請も可能だが、正式な演題名が決定次第、必ず本会生涯教育課に報告すること。

注3：シンポジウム、ワークショップはその旨を明記すること。

(2) 共通講習として承認された講習会のDVDを用いた伝達講習の場合、以下の事項をプログラム等に明記すること。日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会の伝達講習についても同様とする。

①DVDによる伝達講習であること

②元となった講習会の主催者、開催日時、講習会名

(3) Web講習会の場合、以下の事項の明記と資料を添付すること。

①Web講習会であることを明記すること。Webと会場受講の併用の場合、その旨を明記すること。

②出席管理方法と配信後のテストの実施方法を説明した資料を添付すること。(2021年度稼働予定の日本医師会Web研修システムを利用する場合、添付は不要とする。ただし、日本医師会Web研修システム利用する旨を明記すること。)

③配信後に実施するテストを添付すること。申請時の提出が困難な場合は、開催日7日前までに必ず提出すること。

(4) 営利企業が共催の場合、演者のCOI開示資料を申請時に添付すること。

(5) 営利企業の共催の有無に限らず、利益相反が有る演者が講演する場合はCOI開示資料を申請時に添付すること。

(6) メールの件名と添付ファイル名は、開催年月日、共通講習申請である旨、申請都道府県、カテゴリーと単位数を簡略化して明記すること。(例：210401 共通講習申請(〇〇県) 感染1)

(7) メールの署名でかまわないので、申請担当者名がわかるようにすること。特に代表メールアドレスから送信する場合、注意すること。

(8) 日医ホームページ掲載希望の場合のみ、ホームページ掲載用PDFまたはwordファイル(別紙1雛形参照)を添付し、メールの本文中にその旨を記載すること。ファイル名は「210401 共通講習申請(〇〇県) 感染1 (HP用原稿)」とすること。

(9) 事情により、研修管理システムを利用しない場合のみ、その旨をメールの本文中に記載すること。

12. 研修管理システムへの登録

以下の点を確認のうえ、研修管理システムに登録し、申請すること。

(1) 講習会の基本情報を入力する項目欄にある「COI開示の有無」を「有」にする。

「有」にししないと共通講習の入力ができないので、留意すること。

(2) Web講習会の場合、講習会名称欄の「(Web講習会)」と入力すること。

(3) 共通講習として申請する演題にのみ、演題情報を入力する項目欄にある専門医共通講習チェックボックスにチェックする。

(4) 演題名の前に【専門医共通講習—感染対策：1単位】などを入力し、共通講習のカテゴリー・単位数を明示する。従来入力していた①等の番号と必修・その他の区分

の入力は不要とする。

- (5) かかりつけ医機能研修制度応用研修会等、別途、都道府県医師会の承認作業が必要なものは承認を行う。

13. 申請の承認

共通講習として申請のあった講習会は、日本医師会の「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」で審査し、承認された講習会は本会から日本専門医機構に届け出る。最終的に受理された場合は、本会生涯教育課から申請都道府県医師会にメールで共通講習登録番号とともに通知したうえ、研修管理システム上で承認する。承認通知後に申請内容に変更が生じた場合、研修管理システムの登録内容を修正するとともに修正内容を本会生涯教育課に報告すること。

開催日の7日前になっても、結果の通知がない場合は、必ず日本医師会生涯教育課に電話連絡すること。

14. 開催案内

都道府県医師会は、「日本専門医機構認定共通講習」と明示したうえで、ホームページや会誌・会報等を利用し、多くの医師が参加できるよう案内を行う。

15. 出席管理

主催者は、適正・確実な方法で出席管理（受講確認）を行うこと。特に、講習会の同時中継の場合、各会場において確実に行うこと。

なお、いわゆる非会員（他都道府県からの受講者や異動による退会者等、講習会実施医師会の会員以外の医師）についても、研修管理システムに出席者のデータを入力すること。日本専門医機構に出席者数の報告を行っていること、また、専門医更新審査時に疑義が生じた場合の受講確認は研修管理システムで行っていることから、未入力は大きな問題となり得るので、ご協力いただきたい。

研修管理システムを利用しない場合、出席者と受講した講習会が特定できるよう出席者情報を管理すること。

16. 受講証明

受講証明書の通知方法は、地域の実情によって主催者が判断し対応すること。通知方法は以下のとおりである。

- (1) 当日受講証明書を発行する。（別紙2参照）共通講習登録番号を必ず記載すること。
- (2) 受講者に受講証明書を後送する。
- (3) 講習会終了後に、受講者から受講記録の一覧の求めがあったときに出力して送付する。

注1：受講記録（受講証明書）は都道府県医師会（郡市区医師会）において研修管理シ

システムから出力することができる。

注2：医師資格証を所持する医師は、自身で医師資格証ポータルにアクセスすることにより、研修管理システムから受講記録の一覧を出力することができる。

17. 実施の報告

日本専門医機構に報告するため、講習会開催後3か月以内に、研修管理システムに出席者のデータを入力し、出席を「確定」すること。研修管理システムを利用していない場合、参加人数を講習会開催後3か月以内に共通講習申請専用メールアドレス宛に報告すること。

18. 注意事項

共通講習の開催にあたって、企業の製品の販売促進や営利を目的とした講演、講演内容に製品名を入れることおよびプロモーションあるいはこれに類する行為は行わないこと。なお、主催者である都道府県医師会は配布資料等について配布の可否を確認すること。

日本医師会ホームページへの掲載を希望する場合の原稿雛形

掲載場所：「日本医師会ホームページ」→「医師のみなさまへ」→「研修・ワークショップ・講習会等を見る」

注意事項

- ①以下の雛形を参考に作成すること。
- ②1つの講習会で1ページとする。
- ③サイズはA4とする。
- ④フォント等は読みやすい形式とする。
- ⑤主催者と申請者が同一でも雛形の形式に従うものとする。
- ⑥参加費が無料の場合は、「無料」と記載する。
- ⑦共通講習以外の講演も含め、講習会全体を記載する。
- ⑧申込用のURLなどその他必要事項があれば、(7)以降に追記する。

雛形

主催・共催 ○○医師会（申請医師会：○○医師会）

- (1) 開催日時：○○○○年○月○日（○）16：00～19：10
- (2) 会場：○○医師会館（同時中継会場：○○医師会、○○医師会）
- (3) 演題：
 1. 母体保護法の趣旨と適正な運用
 2. 【専門医共通講習—医療倫理：1単位】生殖医療と生命倫理
○○大○○科教授日医太郎
 3. 【専門医共通講習—医療安全：1単位】母体保護と医療安全
○○病院院長日医花子
- (4) 専門医共通講習単位：医療倫理1単位、医療安全1単位
- (5) 参加費：○○○円（ただし、○○○医師会員は無料）
- (6) 連絡先：○○-○○○○-○○○○（○○医師会）

受講証明書例

専門医共通講習受講証明書 【学会提出用】 主催：〇〇医師会 No _____	
(自署欄)	
氏名 _____	生年月日 (西暦) _____ 年 _____ 月 _____ 日
所属勤務先 _____	
専門領域名 _____	専門医番号 _____
〇〇〇〇〇〇〇〇〇講習会	
開催日 〇〇〇〇年〇月〇日 : ~ : 場所 〇〇医師会館	
【医療倫理:1単位】 1. 生殖医療と生命倫理 登録番号：〇〇〇〇〇〇 【医療安全:1単位】 2. 母体保護と医療安全 登録番号：〇〇〇〇〇〇	
合計 2 単位	
本講習会は、日本専門医機構「専門医制度整備指針」に基づくもので、 貴殿が、本講習会に参加したことを証明する。	
〇〇医師会長 〇〇 〇〇 印	
※本講習会の日医生涯教育制度における出席管理は研修管理システムで行われています。 ※所属学会に研修管理システムによる「専門医共通講習受講証明書」を出力し提出する場 合は、二重の登録を防ぐため本証書は提出しないでください。	

※上記受講証明書例は、日本専門医機構が示す共通講習受講証明書サンプルの項目を取り入れた例であり、本証明書例ならびに研修管理システムから出力する受講証明書は日本専門医機構の了承を得ている。

※上記各事項は必ず記載すること。ただし、受講証発行番号、書式などは地域の実情に応じて変更可とする。また、注意書きなどを追加することが可能である。

※No は、受講証発行番号 (1からの通し番号) を記載する。

※下線部分 (No 以外で印字のない部分) は、受講者本人が自署する項目とする。

※受講者の氏名は印字してもよい。

※専門医番号を記入した場合は、生年月日と所属は省略可とされている。

※共通講習登録番号を必ず記載する。